

審　查　基　準

令和4年3月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第9条の3第1項
処　分　の　概　要：猟銃等射撃指導員の指定
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
<p>法　令　の　定　め：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第1項・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第12条（推薦等）、第42条（猟銃等射撃指導員の基準）、第43条（射撃指導員の指定の申請の手続）
<p>審　查　基　準：</p> <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第42条第1項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。 <p>なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。</p> <p>(2) 「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的な事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。</p>
標準処理期間：35日
申請　先：警察署生活安全課
問合せ　先：警察本部生活安全企画課（電話 221-7171）又は警察署生活安全課
備　考：